平成２４年（フ）第５６号
福島県いわき市平南白土１丁目１番地の１
市営住宅169
債務者　佐原　美明
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４８号
茨城県高萩市大字石滝2580番地の10
債務者　蛭田　　彩
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５９号
茨城県日立市大みか町６丁目18番19号
債務者　田久保満穂
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９６号
茨城県下妻市北大宝253番地
債務者　吉原　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０号
京都府亀岡市保津町上火無28番地21
債務者　田中　　一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２５０７号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目６番５―1008号
債務者　松尾　継吉
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３４号
大阪市旭区新森６丁目10番１―205号
債務者　細川　雅栄
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８９号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―103号
債務者　小倉　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８１号
大阪府守口市豊秀町１丁目９番５―301号
債務者　猪原　卓磨
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７００号
大阪市港区港晴３丁目６番２―401号
債務者　早瀬　　登
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０６号
大阪市東淀川区東中島１丁目20番12―717号、前住所大阪市東淀川区東中島１丁目20番12―922号
債務者　吉井　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０９号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目17番１―304号
債務者　葭田野　哲
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４４号
大阪府豊中市柴原町２丁目１番21―211号
債務者　井口亜樹子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２８号
大阪府八尾市北本町２丁目４番24―305号
債務者　河口　泰弘
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６４号
大阪府茨木市西河原北町12番８号
債務者　菅　　貴彦
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２９号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目６番22号
債務者　奥村　幸一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１５号
大阪府豊中市柴原町３丁目４番11号
債務者　中川美代子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部